

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告
組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 資 す る た め の 意 見

令和4年2月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）	1
	(2) 補助金交付事務執行状況調査	3
	(3) 公表	4

意 見

第1	組織及び運営の合理化に資するための意見	4
----	---------------------	---

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

令和4年1月24日（月）、1月25日（火）、1月26日（水）の3日間

3 監査項目（本庁関係課を対象）

（1）町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度）

（令和3年10月31日現在）

（2）補助金交付事務執行状況調査

（令和3年11月30日現在・対象：予算計上300万円以上）

4 監査の方法

令和3年4月1日から令和3年11月末日までの状況について関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

（1）町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

ア 監査結果

・該当課から、令和3年10月末における過年度分の未収金の状況について書類審査と聞き取り調査を行い、前年の同時期と比較した。また、次年度へ繰り越した同未収金について適切に対応されているかについて調査した。

未収金(過年度分)の収納状況（繰越事業に係る未収特財を除く）

（単位：千円）

区 分	令和2年10月末 未収金額 ①	令和2年度末 未収金決算額	令和3年10月末 未収金額 ②	差引比較額 ②－①
町 民 税	4,473	4,347	3,637	△ 836
固 定 資 産 税	25,717	34,938	32,965	7,248
軽 自 動 車 税	1,467	1,699	1,565	98
農林水産事業分担金	849	849	849	0
民 生 費 負 担 金	258	254	240	△18
土木使用料（公営住宅）	115	409	146	31
教育使用料（住宅、公民館）	37	44	44	7
財 産 貸 付 収 入	599	1,180	624	25
住宅新築資金貸付元利収入	6,864	6,691	6,456	△408
雑 入	15,174	12,140	12,140	△3,034
一 般 会 計 合 計	55,553	62,551	58,666	3,113
国 民 健 康 保 険 税	22,631	25,324	22,413	△218
後期高齢者医療保険料	434	402	384	△50
下水道使用料、分担金 手数料、雑入	3,638	4,150	3,905	267
ケーブルテレビ加入負担等	605	933	596	△9
特 別 会 計 合 計	27,308	30,809	27,298	△10
水 道 事 業 会 計	4,748	22,814	5,213	465
合 計	87,609	116,174	91,177	3,568

- ・令和2年度決算時の未収金1億1,617万4千円のうち、令和3年10月末までに2,499万7千円（21.5%）が徴収されている。
この時点で、9,117万7千円が未収となっており、これは前年同期と比べて356万8千円増加している。
- ・未収金の中では令和元年度以前のものが81.2%を占めており、さらに5年以上未収のものが4,425万円（48.5%）となっている。
- ・未収金にかかる新年度に入っての調定日について、不適切なものがあった。

イ 指摘事項

- ・過年度分の未収金について、新年度において行う繰越調定日が以下のとおり不適切があった。

- ①【諸収入】町有施設建物災害共済保険料（青少年旅行村分）（139,459円）の調定を4月1日にすべきところ、6月1日にされていた。（総務課）
- ②【使用料及び手数料】過年度分教職員住宅使用料（33,120円）の調定を4月1日に26,000円、6月1日に7,120円すべきところ、8月24日にされていた。（学校教育課）

※なお、上記2件は監査実施日において遡及修正がされた

ウ 指示事項

- ・過年度の未収金が8割以上を占めている。引き続き徴収に向け努力されたい。さらに、5年以上（平成28年度以前発生分）の未収金が5割近く残っている。債務者の実情を調査し、徴収の可能性についての判断や、破産手続廃止決定のあったもの等「債権管理条例」や「債権管理に関するガイドライン」に照らし、積極的な整理を行われたい。（関係課）

（2）補助金交付事務執行状況調査

ア 監査結果

- ・令和3年度予算計上された300万円以上の補助金について、補助金交付の根拠となる要綱又は事業実施要綱等が定められているか、交付申請、交付決定等が適切に行われているかについて聴取した。なお、今年度これからの事務手続き（確定通知等）については次期定期監査で行う。
- ・対象となった補助金は30事業、補助先は団体・組織が116、個人が270であった。
- ・交付申請書、交付決定通知書、概算払い等については適切に処理されていた。
- ・補助金交付要綱又は事業実施要綱等について、これが無いもの、国、県の補助のある事業について、町としての要綱が無いもの、補助の対象となる業務内容の明記がなく、また基準となる額等の定めが無いものが見受けられた。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・補助の対象とする事業、活動や補助額の基準を明確にするため補助金交付要綱等の策定をされたい。（福祉課）
 - 社会福祉協議会運営費
 - シルバー人材センター補助金
 - 老人クラブ連合会活動費補助金
 - 保育所運営費補助金
- ・国、県の助成がある事業について、国、県の補助要綱等をそのまま利用されているが、町が予算化して継ぎ足し等もされているので、町としての交付要綱等が必要と思われる。内容を検討して整備されたい。（農林振興課）

- 産地創生事業補助金
- 農業用ハウス等リース支援事業
- 女性に働きやすい農場づくり事業

(補助先からの申請書はまだ未提出)

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

意見

第1 組織及び運営の合理化に資するための意見

特になし